

官報

号外

平成二十七年六月十六日

○第百八十九回 衆議院會議録 第三十三号

平成二十七年六月十六日(火曜日)

議事日程 第二十六号

平成二十七年六月十六日

午後一時開議

第一 活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

伊吹文明君の故議員町村信孝君に対する追悼演説

説

日程第一 活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時二分開議
○議長(大島理森君) これより會議を開きます。

故議員町村信孝君に対する追悼演説

○議長(大島理森君) 去る一日逝去されました前議長町村信孝君に対し弔意を表するため、伊吹文明君から發言を求められております。これを許します。伊吹文明君。

(伊吹文明君登壇)

○伊吹文明君 三十数年にわたり本院議員を務められた前議長町村信孝先生は、去る六月一日、七十歳を一期として天に召されました。ともすれば、目先の問題の処理能力を大切にしがちな現在の政界において、揺るがぬ信念と長期ビジョンを持っていた君には、政界の重鎮としてますますの活躍が期待されていただけに、与野党を問わず多くのことから、君の突然の御逝去に驚きと惜しむ声が相次いだのは、けだし当然のことであります。

思えば三十数年前、君と一緒に当選し、一貫して同一政党に籍を置き、ともに政治の道歩んできた私は、君の急逝の知らせを受け、大きな衝撃と深い悲しみを感じたのであります。ましてや、淳子夫人を初め御家族の皆様の御心情は、月並みなお慰めの言葉を越えたところにあると存じます。

ここに、私は、同僚の皆様の御同意を得て、議員一同を代表し、町村前議長をしのび、謹んで哀悼の辞を申し述べたいと存じます。

君は、昨年の総選挙後、十二月二十四日、この議場において、各党の一致した推薦により、不肖私の後を受け第七十五代本院議長に選出されました。そのとき、この演壇上で君への祝意を述べた私が、今日は同じ場で惜別の言葉を申し上げることになることは、思いも寄らぬ痛恨事であり、唐の詩人李白の詩のように、「浮生夢のごとし」の感を禁じ得ません。

あの日、君が就任の挨拶で、国民の重い信託を受けている議員としての謙虚さ、矜持、品性を大切に述べられた言葉を、同僚議員一同が心に刻み、主権者である国民のために、政党派を超え、国民の負託に応えていくことこそ、残された我々の責務であると改めて君に誓うものであります。

町村信孝先生は、昭和十九年十月十七日、戦火を避けた疎開先の静岡県沼津市で、衆議院議員、北海道知事、自由民主党参議院議員会長を務められた旧内務省の重鎮、父金五先生と二葉様の末っ子の御次男としてお生まれになりました。

御父金五先生は、皆さん御承知のとおり、北海道知事を三期十二年にわたり務められ、北海道発展の礎を築かれた、まことに人格識見のすぐれた大先輩でありました。

君は、こうした御両親の影響と慈愛のもと、少年時代を過ごされ、小学校四年生のときに、既に身長百六十センチ、体重六十キロ、相撲大会で優勝するほどの健康優良児に育たれました。東京都立日比谷高等学校では、勉強だけではなくスポーツにも打ち込まれ、ラグビー部のキャプテンとして、全国大会ベスト十六に輝き、「日比谷に町村あり」と言われ、早稲田、慶應からも入学を勧誘されたといつております。

昭和三十八年に東京大学経済学部に進学されましたが、卒業前年の大学紛争の嵐の中、ノンセク

トのリーダーとして、毅然として正常化を訴え、解決に全力を傾けられました。当時の加藤一郎東大総長をして、町村君がいなければ紛争の円満な解決は困難だったろうとまで言わしめるほどの抜群の統率力は、既にその時点で他を圧していたのであります。

当時、君は、国家が何をしてくれるかを問うてはならない、あなたたちが自分の国のために何ができるかを問うてほしいと述べた故ケネディ・アメリカ合衆国大統領に深い尊敬の念を抱き、一体自分は日本のために何ができるのかと常に問うていたのであります。その行き着くところとして、在学中に既にアメリカ留学も経験していた君は、東大卒業後は、国家のために自分の全てをさげようという思いから、父金五先生と同じ官僚の道を選択されることになりました。

当時の通産省に入省した君は、物価・景気対策、対外援助政策、中小企業対策、コンピュータ産業や石油産業の育成などの幅広い分野で活躍され、同時に、国際感覚にもさらに磨きかけられたのであります。昭和五十四年から二年間、ニューヨークに勤務され、当時、日米間の最大の懸案であった自動車輸出自主規制問題を初め、多くの通商摩擦の解決に全力を尽くされました。一週間でニューヨークとワシントンの間を数回往復するなど、君のエネルギーと活躍ぶりは、当時通産省内でも話題の的でありました。

この通産省勤務時代に、当時通産大臣であった安倍晋太郎先生と、北海道のリーダー格であった中川一郎先生に勧められ、政界入りを決意されたのであります。

その際、父金五先生からは、本当に政治家なんぞになりたいのか、余り感心しないね、一生、官僚として国家国民のために尽くすべきではないかと強く反対されたそうです。しかし、最愛の淳子夫人にも、三回落選するま

ではつき合つてくれと頼み込むほどの強い意志のもと、昭和五十八年十二月、第三十七回衆議院総選挙に北海道一区から勇躍立候補され、見事初挑戦で当選をされました。(拍手)

初当選を最も喜んでくれたのは、政界入りに反対をしていた父金五先生その人でありました。父上からは、国会議員にしかできない分野の仕事、外交、防衛、教育、治安に目を向けて勉強したらどうかとの助言を受け、国家の根幹にかかわるこれらの分野の議員活動に励む決意をされ、以後、これらは君のライフワークとなつたのであります。

本院に議席を得られてからの君は、文教、外務はもとより、内閣、安全保障、予算等の各常任委員会、あるいは沖縄北方や教育基本等の特別委員会の委員、理事として、各般にわたる国政審議に卓越した識見とすぐれた行動力を発揮されました。

平成八年十一月に厚生委員長に就任された際は、終始毅然として、公平かつ円満な委員会運営に努められました。中でも、懸案であつた臓器移植法案について審議促進を主導され、異例の本会議での中間報告を経て法案の成立にこぎつけ、我が国における臓器移植の道を開かれたのであります。(拍手)

他方、内閣では、平成九年、第二次橋本改造内閣の文部大臣として初入閣を果たされ、平成十二年十二月には、第二次森改造内閣において初代文部科学大臣に就任をされました。

在職中、平成九年に作成した教育改革プログラムを発展させる形で、平成十三年一月に、教育改革の実行計画として二十一世紀教育新生プランをまとめられました。

君は、国民の理解を得るため、みずから全国を回り、教育への熱い思いを国民一人一人に直接語りかけられたのであります。

君は、教育の基本理念として、先人が築き上げてきた知恵や心根、すなわち日本人の文化を次の世代に正しく継承し、「凛として美しい日本人を育てる」と、みずからの政治理念でもある「人間性にあふれた保守主義」を高く掲げられたのであります。

外務大臣を務められた平成十六年九月からの第二次小泉改造内閣及び第三次小泉内閣、十九年八月の第一次安倍改造内閣においては、在日米軍の再編問題、国連安保理改革、FTA交渉、対中国ODA削減、日朝正常化交渉など、山積する外交上の課題に対し、国家の威信をかけて全力で臨みました。

特に、小泉総理の靖国参拝で悪化した中国及び韓国との関係改善に東奔西走される中で、終始毅然とした態度を貫かれたことは、内外から高く評価されたのであります。

君は、一貫して、「凛として志の高い外交」を目指され、主張すべきは主張することこそ大切だとして、終始、「町村外交の基本は日本の国益にあり」という姿勢を変えなかったこととあります。

平成十九年九月から翌二十年九月までは、福田内閣の内閣官房長官として、公務員制度改革、国際テロ対策、消費者庁の創設、北朝鮮による拉致問題の解決等に向け尽力をされました。何より、与党内の調整、野党への理解取りつけに奔走され、福田内閣の屋台骨を支えられた君の陰の御努力は、当時、自民党の国会対策委員長であつた大島現議長や、自民党幹事長としてともに苦闘した私には、今も記憶に新しいところであります。

自由民主党にあつては、幹事長代理、総務局長、税制調査会顧問等の要職を歴任され、党内屈指の政策通として、その手腕を遺憾なく発揮されました。長寿化により増大する社会保障費をにら

みつ、財政を再建し、次世代に対し責任を果たすべく税制改革に努力された君の功績もまた忘れはならないものでしょう。

平成二十六年十二月に衆議院議長に就任され、一票の較差問題、定数は正などを協議する衆議院選挙制度に関する調査会に、いたずらに時間をかけず、しかし、拙速な議論をするのではなく、十分な議論の上で速やかに答えを出していただきたいと要請され、その早急な取りまとめに強い意欲を示しておられたのであります。

また、国会へのテロに対する対策の強化についても目配りをしておられました。そのやさき、体調不良を訴えられ、議長を辞任されたのであります。君は、自分の健康のためにいささかでも国会に迷惑をかけてはならないとのまことに筋を通す君らしい決断ではありましたが、長年の友人としての私には、君の無念さは思いも余りあるものがあります。

国会は、言うまでもなく、国民から主権を負託された唯一の国家機関であり、それゆえに、憲法は国会を国権の最高機関と定めております。国会の指名を受けた内閣総理大臣のもと、内閣は連帯して国会に責任を負い、予算、法律等は国会の審議、議決を要します。

君が責任者であり、さきの国会で議決された特定期密保護法の提出原案は、政府は、国会に情報を提供することができるとするとなつていました。当時、本院議長を務めていた私は、憲法の法理からも、国会の審議のためにも国会に提出するものとする修正すべき旨をお願いし、君の同意も得て与野党の共同修正がなされ、円満に現在の法律が誕生したのであります。

「凛とした」という言葉が好きだつた君は、信念の人で、自説を曲げない人でもありました。筋の通つたことについては人懐っこい笑顔で相手の

意見を受け入れ、決して頑固な人ではありませんでした。

君が議長に就任された後で、自分が議長についてみると、君の言つたとおりにしておいてよかつたよと握手を求められたときの、まっちゃん的なころのぬくもりを私は今でも忘れることはできません。

平成二十年、在職二十五年の榮に浴された君は、その謝辞の中で、昨今の政治状況を、現代の豊かさを維持するためだけに膨大な借金を次の世代にツケ回しているのではないかと疑問を呈され、我々は終わることのないリレーの走者として、悠久の日本の歴史の中で、前の世代から受け継いだ日本国を少しでも改善し、発展させ、次の時代に手渡していく責務があると語っておられたのであります。

君の語られた道は、この先もつらく苦しいものでありましよう。しかし、君の愛したラグビーのように、ボールをつなげ、ひたすらに前へ前へと走り続けた君からパスされたボールを、この議場の中の若い同僚の諸君が受け取り、必ずトライに結びつけてくれることを私は信じて疑いません。君がふるさと北海道のために心血を注いだ北海道新幹線は、来春までに函館まで開業します。い

ずれ君の地元札幌まで開通するときには、君の志を継いだ有為な後継者が、君が愛し、そして君を育てた北海道五区で活躍していることでしょう。ここに、町村信孝先生の生前の御功績をたたえ、その人となりをしてのびつつ、心から御冥福をお祈りするとともに、町村先生を今日まで支えてこられた最愛の奥様、二人のお嬢様、かわいいお孫さんなど、御家族の皆様の胸中に思いをいたし、哀悼の意をあらわし、追悼の言葉といたします。(拍手)

日程第一 活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第一、活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。災害対策特別委員長 梶山弘志君。

活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

○梶山弘志君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、活動火山対策の強化を図るため、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針の策定について定めるとともに、火山災害警戒地域における警戒避難体制を整備する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

内閣総理大臣は、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針を定めなければならないこととし、警戒避難体制を特に整備すべき地域を、火山災害警戒地域として指定することができること、

警戒地域の都道府県及び市町村は、火山防災協議会を組織するものとし、地方防災協議会、火山防災協議会の意見を聞いた上で、地域防災計画において、警戒避難体制の整備に関する事項を定めなければならないこと、

警戒地域内の集客施設や要配慮者利用施設の管理者等は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための計画を作成し、これに基づく避難訓練を行わなければならないこと等であります。

本案は、去る六月三日本委員会に付託され、翌四日に山谷防災担当大臣から提案理由の説明を聴取し、十一日に質疑を行いました。質疑終了後、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十四分散会

出席国務大臣

国 務 大 臣 山谷えり子君

○議長の報告

(法律公布奏上及び通知)

一、去る十一日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

道路交通法の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、去る十二日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

水銀による環境の汚染の防止に関する法律

大気汚染防止法の一部を改正する法律

(報告書及び文書受領)

一、去る十二日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

高齢社会対策基本法第八条第一項の規定に基づく「平成二十六年高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」に関する報告

高齡社会対策基本法第八条第二項の規定に基づく「平成二十七年高齢社会対策」についての文書

犯罪被害者等基本法第十条の規定に基づく「平成二十六年犯罪被害者等施策」に関する報告

行政機関が行う政策の評価に関する法律第十九条の規定に基づく平成二十六年政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告

土地基本法第十条第一項の規定に基づく「平成二十六年土地に関する動向」に関する報告

土地基本法第十条第二項の規定に基づく「平成二十七年土地に関する基本的施策」について

の文書

一、去る十二日、内閣を経由して公害等調整委員会委員長富越和厚君から、次の報告書を受領した。

公害等調整委員会設置法第十七条の規定に基づく平成二十六年公害等調整委員会年次報告書

一、去る十二日、内閣を経由して日本銀行総裁黒田東彦君から、次の報告書を受領した。

日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書

(応召議員)

一、今十六日、召集に応じた議員は次のとおりである。

比例代表選出

東京都

笹井 亮君

(理事補欠選任)

一、去る十一日、国家基本政策委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 江崎 鐵磨君(理事浜田靖一君去る五月二十一日委員辞任につきその補

欠

理事 柿沢 未途君(理事松野頼久君去る十一日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

厚生労働委員

辞任

小松 裕君

田中 英之君

谷川 とむ君

松本 純君

富樫 博之君

古田 圭一君

宮路 拓馬君

山田 賢司君

国家基本政策委員

辞任

小沢 一郎君

玉城デニー君

一、去る十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

富樫 博之君

宮川 典子君

尾身 朝子君

小松 裕君

細田 健一君

前川 恵君

補欠

小松 裕君

尾身 朝子君

前川 恵君

細田 健一君

富樫 博之君

宮川 典子君

宮路 拓馬君

山田 賢司君

谷川 とむ君

田中 英之君

松本 純君

富樫 博之君

古田 圭一君

宮路 拓馬君

山田 賢司君

谷川 とむ君

田中 英之君

松本 純君

富樫 博之君

古田 圭一君

宮路 拓馬君

山田 賢司君

谷川 とむ君

田中 英之君

松本 純君

富樫 博之君

古田 圭一君

宮路 拓馬君

山田 賢司君

谷川 とむ君

田中 英之君

松本 純君

富樫 博之君

古田 圭一君

宮路 拓馬君

厚生労働委員

辞任

補欠

豊田真由子君
堀内 詔子君
松本 純君
大隈 和英君
福田 達夫君
務台 俊介君
八木 哲也君

福田 達夫君
八木 哲也君
大隈 和英君
務台 俊介君
豊田真由子君
松本 純君
堀内 詔子君

国土交通委員

辞任

補欠

岩田 和親君
工藤 彰三君
國場幸之助君
津島 淳君
堀井 学君
宮内 秀樹君
下地 幹郎君
務台 俊介君
吉田 豊史君
宮崎 謙介君
牧島かれん君
青山 周平君
瀬戸 隆一君
田野瀬太道君
武村 展英君
中谷 真一君
古川 康君
落合 貴之君

中谷 真一君
瀬戸 隆一君
武村 展英君
務台 俊介君
青山 周平君
田野瀬太道君
吉田 豊史君
宮崎 謙介君
落合 貴之君
牧島かれん君
古川 康君
堀井 学君
工藤 彰三君
宮内 秀樹君
國場幸之助君
岩田 和親君
津島 淳君
下地 幹郎君

辞任
小沢 一郎君
玉城デニー君

補欠
玉城デニー君
小沢 一郎君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
災害対策特別委員

辞任

補欠

金田 勝年君
河野 正美君
橘 慶一郎君
升田世喜男君
升田世喜男君
河野 正美君

橘 慶一郎君
升田世喜男君
金田 勝年君
河野 正美君

辞任
大西 宏幸君
白石 徹君
武井 俊輔君
中谷 真一君
橋本 英教君
平沢 勝栄君
宮川 典子君
宮崎 政久君
若宮 健嗣君
青柳陽一郎君
太田 和美君
丸山 穂高君
鬼木 憲和君
鈴木 憲和君
藤井比早之君
藤丸 敏君
細田 健一君
勝俣 孝明君
鈴木 隼人君
青山 周平君
井上 貴博君
大西 英男君

補欠
木村 弥生君
青山 周平君
藤井比早之君
佐々木 紀君
鈴木 憲和君
鬼木 誠君
大見 正君
井上 貴博君
小島 敏文君
足立 康史君
河野 正美君
牧 義夫君
大西 宏幸君
宮川 典子君
若宮 健嗣君
中谷 真一君
武井 俊輔君
橘 慶一郎君
升田世喜男君
金田 勝年君
河野 正美君

特別委員

辞任

補欠

大見 正君
木村 弥生君
小島 敏文君
佐々木 紀君
務台 俊介君
若狭 勝君
足立 康史君
河野 正美君
牧 義夫君

宮川 典子君
大西 宏幸君
若宮 健嗣君
中谷 真一君
武井 俊輔君
橘 慶一郎君
升田世喜男君
金田 勝年君
河野 正美君
丸山 穂高君

原田 義昭君
平沢 勝栄君
山田 賢司君
青柳陽一郎君
太田 和美君
佐藤 茂樹君
志位 和夫君
石原 宏高君
鬼木 誠君
木村 弥生君
赤枝 恒雄君
渡辺 孝一君
秋元 司君
大西 英男君
門 博文君
加藤 鮎子君
中村 裕之君
若狭 勝君
今井 雅人君
初鹿 明博君
岡本 三成君
宮本 徹君

鬼木 誠君
石原 宏高君
木村 弥生君
初鹿 明博君
今井 雅人君
岡本 三成君
宮本 徹君
赤枝 恒雄君
中村 裕之君
渡辺 孝一君
秋元 司君
大西 英男君
門 博文君
加藤 鮎子君
山田 賢司君
原田 義昭君
平沢 勝栄君
太田 和美君
青柳陽一郎君
佐藤 茂樹君
志位 和夫君

(憲法審査会委員辞任及び補欠選任)

一、去る十一日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
憲法審査会委員

辞任

補欠

佐藤ゆかり君
棚橋 泰文君
松本 文明君
宮崎 謙介君
山下 貴司君
古本伸一郎君
大平 喜信君
大野敬太郎君
宮路 拓馬君
鬼木 誠君
高村 正彦君
白須賀貴樹君
鈴木 憲和君
鈴木 隼人君
枝野 幸男君
田村 貴昭君

宮路 拓馬君
大野敬太郎君
高村 正彦君
白須賀貴樹君
鈴木 憲和君
鈴木 隼人君
枝野 幸男君
田村 貴昭君
大平 喜信君

一、去る十二日、議員から提出した議案は次のとおりである。
国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等及び外国公館等の周辺地域の上空における小型無人機の飛行の禁止に関する法律案
(古屋圭司君外五名提出)
(議案送付)
一、去る十一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律案
廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案
不正競争防止法の一部を改正する法律案

一、昨十五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等及び外国公館等の周辺地域の上空における小型無人機の飛行の禁止に関する法律案
(古屋圭司君外五名提出)

(議案通知)

一、去る十一日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

道路交通法の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、去る十二日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

水銀による環境の汚染の防止に関する法律案
大気汚染防止法の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

市町村立公民館を政党又は政治家に貸し出す事に関する質問主意書(福田昭夫君提出)

「労働者派遣法」三十三条五項規定、いわゆる「マージン率」の情報提供に関する再質問主意書(岡本充功君提出)

ロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を二〇一六年一月から禁止する法案に関する質問主意書(鈴木貴子君提出)

「ビザなし交流」捉島訪問に係る新聞報道に関する質問主意書(鈴木貴子君提出)

「砂川判決」と集団的自衛権についての政府見解に関する質問主意書(辻元清美君提出)

集団的自衛権と存立危機事態に関する質問主意書(辻元清美君提出)

二、去る十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

自転車運転中のイヤホンの使用並びに補聴器がイヤホンと混同されることに関する質問主意書(初鹿明博君提出)

一、昨十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

安倍晋三内閣総理大臣の不規則発言に関する再質問主意書(辻元清美君提出)

(答弁書受領)

一、去る十二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員辻元清美君提出安倍晋三内閣総理大臣の不規則発言に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木貴子君提出オスプレイの安全性に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木貴子君提出「ビザなし交流」捉島に係る朝日新聞記事の事実関係に関する質問に対する答弁書

衆議院議員丸山穂高君提出中東呼吸器症候群(MERS)対策に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木貴子君提出オスプレイの安全性に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木貴子君提出「ビザなし交流」捉島に係る朝日新聞記事の事実関係に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出「ビザなし交流」等に係る新聞報道等に関する質問に対する答弁書

平成二十七年六月二日提出
質問 第二一五 一 号

安倍晋三内閣総理大臣の不規則発言に関する質問主意書

提出者 辻元 清美

安倍晋三内閣総理大臣の不規則発言に関する質問主意書

安倍晋三内閣総理大臣は、辻元清美が二〇一五年五月二十八日の衆議院我が国及び国際社会の平

和安全法制に関する特別委員会において質疑を行つてゐる最中に、「早く質問しろよ」との不規則発言を行つた。この不規則発言は、日本国憲法の採用する議院内閣制との関係で重大な問題を含むものと考えられる。

したがって、以下、質問する。

一 安倍晋三内閣総理大臣は、二〇一五年六月一日の衆議院我が国及び国際社会の平和と安全法制に関する特別委員会の冒頭において、右記の不規則発言について次のとおり陳謝を行つた。

「二十八日木曜日の本特別委員会における辻元委員の質問の際に、私の不規則発言に関して、言葉が少し強かつたこととすればおわび申し上げたい旨申し上げました。さらに、先ほど委員長のお指示もいただきました。

私の発言に関して重ねておわび申し上げますとともに、御指示を踏まえて真摯に対応してまいります。」

この陳謝は、右記の不規則発言について、強い口調や表現で発言したこと、すなわち、発言の態様について陳謝するものであり、発言の内容について陳謝するものではなかつたのか。あるいは、発言の内容が不適切であつたとして陳謝する趣旨を含むものであつたのか。

二 仮に発言の内容について陳謝するものでなかつたこととすれば、発言の内容について問題があつたと認識してゐないのか。また、仮に発言の内容について陳謝する趣旨を含むものであつたとすれば、自らの発言内容がどのような問題を含んでいたと認識してゐるのか。

三 衆議院規則第四十五条第一項には「委員は、議題について、自由に質疑及び意見を述べることが出来る。」とある。安倍晋三内閣総理大臣は、衆議院議員の委員会における質疑が、同項のつとり行われていることを認識しているのか。

四 吉國一郎内閣法制局長官は、一九七五年六月

五日の参議院法務委員会において、「ただいま仰せられましたように、憲法六十三条におきましては、内閣総理大臣その他の國務大臣の議院出席の権利と義務を規定いたしております。このことは、内閣総理大臣その他の國務大臣が議院に出席をいたしました場合には、発言をすることができ、また政治上あるいは行政上の問題について答弁し説明すべきことを当然の前提といたしておるのでございます。つまり、答弁し説明をする義務があるというふうに考えております。」と答弁している。政府は、現在もこの見解を維持しているのか。

内閣衆質一八九第二五一号
平成二十七年六月十二日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員 辻元清美君提出安倍晋三内閣総理大臣の不規則発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員 辻元清美君提出安倍晋三内閣総理大臣の不規則発言に関する質問に対する答弁書

一及び二については、平成二十七年六月一日の衆議院我が国及び国際社会の平和と安全法制に関する特別委員会において、安倍内閣総理大臣が二十八日木曜日の本特別委員会における辻元委員の質問の際に、私の不規則発言に関して、言葉が少し強かつたこととすればおわび申し上げたい旨申し上げました。さらに、先ほど委員長の御指示もいただきました。私の発言に関して重ねておわび申し上げますとともに、御指示を踏まえて真摯に対応してまいります。」と発言したとおりであると認識している。

三について

衆議院規則第四十五条第一項においては、「委員は、議題について、自由に質疑し及び意見を述べることができる」と規定されていると承知しているが、この規定は、国会における手続及び内部の規律に関して定められたものであり、その内容について、政府として見解を述べる立場にない。

四について

御指摘の吉内閣法制局長官(当時)の答弁において示された政府の見解に変更はない。

平成二十七年六月二日提出
質問 第一五二号

塩崎厚生労働大臣の「病院前の景色を変える」
発言に関する質問主意書

提出者 柚木 道義

塩崎厚生労働大臣の「病院前の景色を変える」
「発言に関する質問主意書」

昨今、政府内で議論される「薬局構造改革」や「医薬分業改革」を拝聴するに、政府においては、あたかも「門前薬局」のみが「かかりつけ薬局」機能を果たさず、もっぱら薬剤給付のみに従事し、薬剤給付に際し、国民の健康増進に利する十分な医療情報の収集並びに提供を怠っているかのような指摘がなされている。具体的には、国民が薬局にて医薬品給付を受けるメリットを感じることができないという指摘であり、調剤報酬上評価されている技術料が国民の期待に届いていないということになる。そして、政府内で取りざたされる「門前薬局」への厳しい批判は、このような厳しい指摘が、ただ門前薬局にのみあるかのような責任論に帰結するかのような責任転嫁とみゆる。薬剤給付における薬局並びに薬剤師への評価については、単に「門前薬局」の問題ではなく、広く一般に、薬局において実践される調剤行為そのものに

ついての国民からの評価であり、これについてメリットを十分に感じられないという国民の声であると理解するのが妥当と考える。政府もこうした国民からの声に耳を傾け、平成二十七年予算にも計上しているように、地域で健康情報を発信していく拠点として薬局を積極的に活用しようとの目論見で「健康情報拠点薬局事業」などを推進していると理解するところである。

しかしながら、今般の政府内における「門前薬局」たきのような議論は、政府によるたくみな議論の「すり替え」に過ぎない。国民から提起される「薬局で調剤を受けるメリット」に真摯に耳を傾け、薬局が薬局然として業務することで国民が健康な生活を営めるような環境整備に努めるべきである。

昨今の医療機関の周辺事情を鑑みるに、我が国の薬局の大半は医療機関の門前あるいは近隣に立地しているものとみゆる。医薬分業を政策的に推進してから四十年以上の月日が経過し、この間、門前薬局を規制することなく放置してきたのも事実であり、国民もまたこのような「門前」という医薬分業の形式を受容させられてきた。現に広く一般に受容されるものを批判し、その形式を破壊してなくすような愚策を選択するよりも、その機能を開花させ、より充実した施設へと昇華させるように政策誘導することのほうがより生産的な選択である。門前薬局について考えるのであれば、医療機関に隣接する「門前薬局」に「かかりつけ薬局」機能を付加できるような施策を検討すべきと考え、以下に政府の見解を問う。

一 政府の考える「門前薬局」の定義についてお示し願いたい。また、我が国において、「門前薬局」という形態をとらず経営されている薬局数について政府の掌握している数値をお示し願いたい。
二 報道によれば、塩崎厚生労働大臣は、「病院前の景色を変える」と発言されたことである。

る。そもそもこれまで四十年以上にわたって「門前薬局」という形式を放置してきたのは政府であるにもかかわらず、この機に至って病院前に立地する薬局をして悪者扱いするかのような発言をした塩崎厚生労働大臣の真意を明らかにしたい。

三 先の塩崎厚生労働大臣の発言にある「病院」というのは、「医療機関」全般を指すのか、あるいは病院一般を指しているのかを明らかにされた。

四 我が国の状況を鑑みるに、「門前薬局」という形式をもつて規制するという方策をとるよりも、EHRなどのような情報技術を医療分野で活用できるインフラ整備を積極的に進め、「門前」であるかどうかのような物理的立地に依拠することなく、どこであつても「かかりつけ薬局」機能を果たせるような整備事業と複数科受診などによつて散逸してしまった情報を補いながら専門家として国民の健康増進に努力する「かかりつけ薬剤師」育成事業に力を入れるべきと考えるが政府の見解如何。
右質問する。

内閣衆質一八九第二五二号
平成二十七年六月十二日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員柚木道義君提出塩崎厚生労働大臣の「病院前の景色を変える」発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員柚木道義君提出塩崎厚生労働大臣の「病院前の景色を変える」発言に関する質問に対する答弁書

一 について
お尋ねの「門前薬局」については明確な定義がなく対象が特定されなため、お尋ねの薬局の数についてお答えすることは困難である。

二から四までについて

御指摘の塩崎厚生労働大臣の発言については、院内処方として医薬品を医療機関で受け取るよりも、院外処方として薬局で受け取る方が、患者の負担額は大きくなるが、負担の増加に見合うサービスの向上や医薬分業の効果などが実感できないという規制改革会議における指摘等を踏まえ、本年五月二十六日の経済財政諮問会議において、「患者のための薬局ビジョン」を年内に公表することを資料に示した上で、大規模な病院の前で当該病院から発行される処方箋に依るだけの薬局の状況を変え、薬剤情報を一元的、継続的に管理し、在宅訪問を含め、薬剤師が患者の服薬状況、薬剤の効果、副作用等について確認するかかりつけ薬局に再編する趣旨を述べたものである。

また、御指摘の「かかりつけ薬剤師」育成事業については、その意味するところが必ずしも明らかでなく、お答えすることは困難である。

平成二十七年六月四日提出
質問 第一五三号

中東呼吸器症候群(MERS)対策に関する質問主意書

提出者 丸山 穂高

中東呼吸器症候群(MERS)対策に関する質問主意書

海外における中東呼吸器症候群の感染が広がっている現状を踏まえ、日本国内での体制等について、以下、質問する。
一 「韓国における中東呼吸器症候群(MERS)の発生について(平成二十七年六月一日付健康発〇六〇一第一号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)によると、情報提供を求める患者の要件として、渡航対象地域を「アラビア半島又はその周辺諸国」としている。厚生労働省はそ

の範囲の見直しを検討すると報道されているが、韓国、その他の国や地域の具体的検討状況はどうなっているのか。その詳細な内容について回答を求める。

二 今回の対応について、前記通知の中で「中東呼吸器症候群(MERS)疑い患者が発生した場合の標準的対応フロー」が示されている。地方衛生研究所で陽性と診断された場合、国立感染症研究所で再度の検査を行って診断を確定させることになっており、検体移送で相当時間を要する場合がある。陽性であった場合、感染者と接触した方々の身柄確保(接触者追跡)が難しくなる可能性が高くなるが、その対策をどのようにとるのか。具体的な回答を求める。

三 海外からの感染症予防を高めていくために、国立感染症研究所もしくはそれに相当する能力をもった機関が全国に必要であると考えるが、政府としての見解を求める。

内閣衆質一八九第二五三号
平成二十七年六月十二日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員丸山穂高君提出中東呼吸器症候群(MERS)対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員丸山穂高君提出中東呼吸器症候群(MERS)対策に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の中東呼吸器症候群(以下「MERS」という。)については、「中東呼吸器症候群(MERS)及び鳥インフルエンザA(H7N9)の二類感染症への追加後の対応について」(平成二十七年一月二十一日付け健感発〇一二一第二号厚

平成二十七年六月十六日 衆議院会議録第三十三号 議長報告

生労働省健康局結核感染症課長通知)において、医療機関から情報提供を求める要件を患者が①三十八度以上の発熱及びせきを伴う急性呼吸器症候群を呈し、臨床的若しくは放射線学的に肺炎、ARDSなどの実質性肺病変が疑われる者であつて、発症前十四日以内に世界保健機関(WHO)の公表内容からMERSの初発例の発生が確認されている地域(以下「対象地域」という。)に渡航若しくは居住していたもの、②発熱を伴う急性呼吸器症候群(軽症の場合を含む。)を呈する者であつて、発症前十四日以内に対象地域において、医療機関を受診若しくは訪問したものの、MERSであることが確定した者との濃厚接触歴があるもの又は③発熱若しくは急性呼吸器症候群(軽症の場合を含む。)を呈する者であつて、発症前十四日以内に、MERSが疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの、MERSが疑われる患者と同居していたものの若しくはMERSが疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れたものに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでない場合としたところである。その後、韓国におけるMERSの発生を受け、「韓国における中東呼吸器症候群(MERS)の発生について」(平成二十七年六月一日付け健感発〇六〇一第一号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)及び「韓国における中東呼吸器症候群(MERS)への対応について」(平成二十七年六月四日付け健感発〇六〇四第一号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「六月四日通知」という。)により、③の要件においては対象地域が否かを考慮要素としていない旨明確化し、韓国その他の国についても発症前十四日以内にMERSが疑われる患者の診察等を行った場合、MERSが疑われる患者と同居していた場合又はMERSが疑われる患者の体液等の

汚染物質に直接触れた場合は情報提供を求めることを地方公共団体に周知したところである。

二について
六月四日通知により、地方衛生研究所における検査結果が陽性となつた場合には、国立感染症研究所における検査結果を待たず、都道府県等がMERSの疑似症を呈している者等への積極的疫学調査を実施し、必要に応じて健康監視を行うなど、速やかに対策を講ずることを明確化したところである。

三について
政府としては、感染症の発生及びまん延を防止するため、感染症の発生の状況、動向及び原因を迅速かつ適切に把握することができ、機関が全国に必要であると考へている。このため、全国の地方衛生研究所に対して、職員に対する研修の実施、検査機器の整備に対する補助等を行うなど、検査体制の質の向上を図っているところである。

平成二十七年六月四日提出
質問 第二五 四号

オスブレイの安全性に関する再質問主意書
提出者 鈴木 貴子

オスブレイの安全性に関する再質問主意書
米海兵隊の新型輸送機MV22オスブレイが本年五月十七日、ハワイ州・オアフ島で訓練中に着陸に失敗し、乗組員二人が死亡した。事故をおこしたMV22と同機種が米軍普天間飛行場(沖縄県宜野湾市)に配備され、陸上自衛隊は佐賀空港に配備を検討している。また、米国防総省のウォレン報道部長は十八日、記者団に対して、米空軍のCV22の横田基地(東京都福生市)への配備計画に変更はないとしたうえで、普天間飛行場に配備されているMV22についても「飛行計画を変ええる考えはない」と述べている旨の報道がなされている。

右と「前回答弁書」(内閣衆質一八九第二三六号)を踏まえ、再質問する。

一 「前回答弁書」(内閣衆質一八九第二三六号)を起案した者の官職氏名を明らかにされたい。

二 「前回答弁書」(内閣衆質一八九第二三六号)で、日本政府としては、「米国防政府に対し、引き続き、当該着陸失敗の原因等に関する迅速な情報提供を含め、適切な対応を求めていく考えである。」との答弁をなされているが、その後、米国防側から何らかの情報はいったか。米国防側から情報が来ているのであれば、情報の詳細を明らかにされたい。

三 ウォレン米国防総省報道部長は「現段階で、日本での運用の計画を変更する考えはない。」とする旨の発言(以下、「ウォレン発言」とする。)をしているが、事故原因がはつきりしないうちの「ウォレン発言」は適切であつたか。政府の見解如何。

四 アメリカは安倍首相がロシアのナリシキン露国家院議長にあつただけでも、懸念を表明したり、けん制してくる。日本は何故、「ウォレン発言」に事故原因がはつきりするまで飛ばさないと言えないのか答えられたい。

内閣衆質一八九第二五四号
平成二十七年六月十二日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員鈴木貴子君提出オスブレイの安全性に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木貴子君提出オスブレイの安全性に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねの答弁書は、防衛省防衛政策局におい

て起案し、同省においてしかるべく決裁を経た上で、内閣として決定したものである。
二から四までについて

平成二十七年五月十七日(現地時間)に米国ハワイ州で発生した垂直離着陸機MV二二オスプレイ(以下「MV二二」という。)の着陸失敗に関する、米国政府とのやり取りを行っているところであるが、現段階において、具体的原因等についての確定的な情報は得られていない。米国政府からは、現在、当該着陸失敗の調査を行っているところであるが、MV二二の設計に根本的な欠陥があるという理由はなく、また、これまでに、MV二二の運用を、一般に停止させるべき理由は発見されていないとの説明を受けている。

また、政府としては、平成二十四年四月にモロッコで発生したMV二二の事故及び同年六月に米国フロリダ州で発生した垂直離着陸機CV二二オスプレイの事故の各調査結果の分析評価や同年九月十九日の「日本国における新たな航空機(MV二二)に関する日米合同委員会合意」等を総合的に勘案し、我が国におけるMV二二の運用について、その安全性を確認している。御指摘の発言に関する報道は承知しているが、個別の報道の内容に関し、政府としてコメントすることは差し控えたい。

平成二十七年六月四日提出
質問 第一一五五号

ビザなし交流択捉島に係る朝日新聞記事の事実関係に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

ビザなし交流択捉島に係る朝日新聞記事の事実関係に関する質問主意書

本年五月二十六日付朝日新聞二十八面に、「択捉訪問でぬめ可能性」との見出しで記事(以下、

「朝日記事」とする。)が掲載されている。右を踏まえ、質問する。

一 政府として、右の「朝日記事」の内容は承知しているか。

二 「朝日記事」には、「ロシア側は、これまで日本の訪問団の受け入れ手続きなどをしてきた公営企業「クリル日本センター」(国後島が別の公営企業と合併し、新企業が引き継ぐ受け入れ手続きの対象から択捉島が除かれていると説明した。新企業が引き継がなければ、日本側は択捉島で別の受け入れ団体を探す必要があるが、めどが立たなければ択捉島への上陸が困難になる。」と記されているが、これは事実であるか。

三 「朝日記事」には、「同センターは昨年、日本語講師として国後島に派遣された日本人四人が滞在登録をしていなかったことが問題となり、計百六十万ルーブル(約三百九十万円)の罰金を科せられて倒産状態に陥ったという。」と記されているが、これは事実であるか。

四 右の質問二と三が事実であるならば、日本政府としてどのような対応をされたか答えられたい。

右質問する。

内閣衆質一八九第二五五号
平成二十七年六月十二日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員鈴木貴子君提出ビザなし交流択捉島に係る朝日新聞記事の事実関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木貴子君提出ビザなし交流択捉島に係る朝日新聞記事の事実関係に関する質問に対する答弁書

一 について
お尋ねについては、先の答弁書(平成二十七

年六月五日内閣衆質一八九第二四七号)一についてでお答えしたとおりである。
二から四までについて

「クリル日本センター」に関するお尋ねの事実関係についてお答えすることは、今後の情報収集等に支障を来すおそれがあることから、差し控えたい。また、現時点で、悪天候以外の理由により択捉島への上陸が困難になる可能性があるといった連絡は受けていない。

平成二十七年六月四日提出
質問 第一一五六号

ビザなし交流等に係る新聞報道等に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

ビザなし交流等に係る新聞報道等に関する質問主意書

本年五月三十日付の北海道新聞に、「ビザなし交流日本語講師渡航延期」との見出しで、「北方領土ビザなし交流で予定されていた日本語講師の渡航が延期された背景には、ロシア側窓口として交流を担ってきたクリル日本センター(国後島)が地元企業に吸収され「組織が事実上、消滅した」(ロシア側現地筋)事情がある」(以下、「道新記事」とする。)とのことである。

一 ロシア側のビザなし交流の窓口の責任者はどこの誰か。同じく日本側の窓口の責任者は誰か。

二 今年初めて実施する予定であった「第一回ビザなし交流」及び「第一回自由訪問」が中止になった理由は何か。

三 北方領土ビザなし交流で、ロシア側訪問団は本年五月二十七日に予定通り根室港に到着しているのに対し、日本側訪問団の訪問の受け入れが出来ていないのは何故か説明されたい。

四 右の「道新記事」に記されている、クリル日本センターが地元企業に吸収され「組織が事実上、消滅した」事情があるという報道は事実であるか。
右質問する。

内閣衆質一八九第二五六号
平成二十七年六月十二日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員鈴木貴子君提出ビザなし交流等に係る新聞報道等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木貴子君提出ビザなし交流等に係る新聞報道等に関する質問に対する答弁書

一 について

日露両政府は、四島交流の枠組みを設定した千九百九十一年十月十四日付けの日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦の外務大臣間の往復書簡に従い、個々の訪問の詳細を定める計画を日露両国の外交当局の間で協議の上決定している。

二及び三について

先の答弁書(平成二十七年五月二十六日内閣衆質一八九第二三三三号)一から四までについてお答えしたとおりである。

四について

「クリル日本センター」に関するお尋ねの事実関係についてお答えすることは、今後の情報収集等に支障を来すおそれがあることから、差し控えたい。

活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二十七年五月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律

活動火山対策特別措置法(昭和四十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。
題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 基本指針(第二条)

第三章 円滑な警戒避難の確保

第一節 警戒避難体制の整備等(第三条—第十一條)

第二節 情報の伝達等(第十二條)

第四章 避難施設の整備その他の事業の実施等(第十三條—第二十八條)

第五章 調査及び研究その他の措置(第二十九條—第三十一條)

附則

第一章 総則

第一条中「ついで」の下に、「活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針を策定するとともに、警戒避難体制の整備を図るほか」を加え、「住民等」を「住民、登山者その他の者(以下「住民等」という。)」に改める。

第二十二條を第三十一條とし、第二十條及び第二十一條を削る。

第十九條の見出し中「整備」を「整備等」に改め、同条第一項中「整備」の下に、「大学その他の研究機関相互間の連携の強化並びに火山現象に関し専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び確保」を加え、同条第三項中「火山現象により」を「火

山の爆発により」に、「及び」を「又は」に、「とす」を「を含む」に、「その協議会は、火山対策を」を「都道府県防災会議の協議会は、活動火山対策に改め、同条を第三十條とする。

第十八條を第二十九條とし、第十七條を第二十八條とし、同条の次に次の章名を加える。

第五章 調査及び研究その他の措置

第十六條を第二十七條とし、第十三條から第十五條までを十一條ずつ繰り下げる。

第十二條第一項中「内閣総理大臣は」の下に「基本指針に基づき」を加え、同条第二項中「降灰防除地域を指定しよう」を「前項の規定による指定をしよう」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第三条第三項の規定は、第一項の規定による指定について準用する。

第十二條を第二十三條とする。

第十一条第二項中「前項」を「第十八條第一項の規定は、前項」に、「ついで」は、第七條第一項の規定を「ついで」に改め、同条を第二十二條とする。

第十條中「行なわれる」を「行われる」に改め、同条を第二十一條とし、第九條を第二十條とする。

第八條第一項及び第二項中「都道府県知事は」の下に、「基本指針に基づき」を加え、「以下この条」を「第四項」に改め、同条第三項中「都道府県知事は」の下に、「基本指針に基づき」を加え、「以下この条」を「次項」に改め、同条を第十九條とする。

第七條を第十八條とし、第四條から第六條までを十一條ずつ繰り下げる。

第三条第一項中「避難施設緊急整備地域」を「前条第一項の規定による避難施設緊急整備地域の」に改め、「関係都道府県知事は」の下に、「基本指針に基づき」を加え、「すみやかな」を「速やかな」に改め、同条第二項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第四項中「を変更する場合」を「の変更」に改め、同条を第十四條とする。

第二条第一項中「内閣総理大臣は」の下に、「基本指針に基づき」を加え、「及び」を「又は」に改め、同条第二項中「避難施設緊急整備地域を指定しよう」を「前項の規定による指定をしよう」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第三条第三項の規定は、第一項の規定による指定について準用する。

第二章 基本指針

第二条 内閣総理大臣は、火山の爆発その他の火山現象により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると思われる地域等について、活動火山対策(火山の爆発その他の火山現象により生ずる被害を防除し、又は軽減するための対策をいう。以下同じ。)の総合的な推進に関する基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるなければならない。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 活動火山対策の推進に関する基本的な事項

二 次条第一項の規定による火山災害警戒地域の指定、第十三條第一項の規定による避難施設緊急整備地域の指定及び第二十三條第一項の規定による降灰防除地域の指定について指針となるべき事項

三 第十四條第一項の規定による避難施設緊急整備計画の作成並びに第十九條第一項から第三項までの規定による防災営農施設整備計画、防災林業経営施設整備計画及び防災漁業経営施設整備計画の作成について指針となるべき事項

四 前三号に掲げるもののほか、活動火山対策の推進に関し必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本指針を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議

するとともに、中央防災会議の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本指針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本指針の変更について準用する。

第三章 円滑な警戒避難の確保

第一節 警戒避難体制の整備等(火山災害警戒地域)

第三条 内閣総理大臣は、基本指針に基づき、かつ、火山の爆発の蓋然性を勘案して、火山が爆発した場合には住民等の生命又は身体に被害が生ずるおそれがあると認められる地域で、当該地域における火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を、火山災害警戒地域(以下「警戒地域」という。)として指定することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、中央防災会議及び関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。この場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をするときは、内閣府令で定めるところにより、その旨及び当該指定に係る警戒地域を公示しなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、内閣府令で定めるところにより、関係都道府県知事及び関係市町村長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。

5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の変更又は解除について準用する。

第四条 前条第一項の規定による警戒地域の指定があつたときは、当該警戒地域をその区域に含

む都道府県及び市町村は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うための協議会(以下「火山防災協議会」という。)を組織するものとする。

2 火山防災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該都道府県の知事及び当該市町村の長
 - 二 警戒地域の全部若しくは一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長若しくは地方気象台長又はその指名する職員
 - 三 警戒地域の全部若しくは一部を管轄する地方整備局長若しくは北海道開発局長又はその指名する職員
 - 四 警戒地域の全部若しくは一部を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長
 - 五 警視總監又は当該都道府県の道府県警察本部長
 - 六 当該市町村の消防長(消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長)
 - 七 火山現象に関し学識経験を有する者
 - 八 観光関係団体その他の当該都道府県及び市町村が必要と認める者
 - 3 火山防災協議会において協議が調つた事項については、火山防災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
 - 4 前三項に定めるもののほか、火山防災協議会の運営に関し必要な事項は、火山防災協議会が定める。
- (都道府県地域防災計画に定めるべき事項等)
- 第五條 都道府県防災会議(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十四条第一項の都道府県防災会議をいう。以下同じ。)は、第三条第一項の規定による警戒地域の指定があつたときは、都道府県地域防災計画(同法第四十条第一項の都道府県地域防災計画をいう。次項及び第九条において同じ。)において、当該警戒

地域ごとに、次に掲げる事項について定めなければならない。

- 一 火山現象の発生及び推移に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警戒の発令及び伝達に関する事項
- 二 市町村防災会議(災害対策基本法第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。以下同じ。)又は市町村防災会議の協議会(同法第十七条第一項の市町村防災会議の協議会をいう。第十条第二項において同じ。)が次条第一項第二号及び第三号(これらの規定を第十条第二項において準用する場合を含む。)に掲げる事項を定める際の基準となるべき事項
- 三 避難及び救助に関し市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、警戒地域における火山の爆発による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

- 2 都道府県防災会議は、前項の規定により都道府県地域防災計画において同項各号に掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、火山防災協議会の意見を聴かなければならない。当該事項を変更しようとするときも、同様とする。
- (市町村地域防災計画に定めるべき事項等)
- 第六條 市町村防災会議は、第三条第一項の規定による警戒地域の指定があつたときは、市町村地域防災計画(災害対策基本法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下同じ。)において、当該警戒地域ごとに、次に掲げる事項について定めなければならない。

- 一 前条第一項第一号に掲げる事項
- 二 警戒地域内の住民等がとるべき立退きの準備その他の避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項

三 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

- 四 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う火山現象に係る避難訓練の実施に関する事項
- 五 警戒地域内に次に掲げる施設(火山現象の発生時における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものに限る。)がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

イ 索道の停留場、宿泊施設その他の不特定かつ多数の者が利用する施設で政令で定めるもの

ロ 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設で政令で定めるもの

- 六 救助に関する事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、警戒地域における火山の爆発による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

- 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第五号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、火山現象の発生時における同号の施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項第一号に掲げる事項として同項第五号の施設の所有者又は管理者への火山現象の発生及び推移に関する情報、予報及び警戒の伝達に関する事項を定めなければならない。

- 3 前条第二項の規定は、市町村防災会議が第一項の規定により市町村地域防災計画において同項各号に掲げる事項を定め、又は変更しようとする場合について準用する。

(住民等に対する周知のための措置)

第七條 警戒地域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、内閣府令で定めるところにより、火山現象の発生及び推移

に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒地域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

(避難確保計画の作成等)

第八條 第六條第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた同項第五号の施設(以下この条において「避難促進施設」という。)の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、内閣府令で定めるところにより、避難訓練その他火山現象の発生時における当該避難促進施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画(以下この条において「避難確保計画」という。)を作成しなければならない。

- 2 避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。当該避難確保計画を変更したときも、同様とする。

- 3 避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の定めるところにより避難訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

- 4 市町村長は、前二項の規定により報告を受けたときは、避難促進施設の所有者又は管理者に対し、火山現象の発生時における当該避難促進施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができ。

- 5 避難促進施設の所有者又は管理者の使用人その他の従業者は、避難確保計画の定めるところにより、第三項の避難訓練に参加しなければならない。
- 6 避難促進施設の所有者又は管理者は、第三項

の避難訓練を行おうとするときは、避難促進施設を利用する者に協力を求めることができる。
(警戒地域以外の地域における警戒避難体制の整備)

第九条 火山の爆発により住民等の生命又は身体に被害が生ずるおそれがあると認められる地域(警戒地域に該当する地域を除く。以下この条において「警戒地域」という。)をその区域に含む都道府県の都道府県防災会議及び準警戒地域をその区域に含む市町村の市町村防災会議は、それぞれ都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画において、火山現象の発生及び推移に関する情報の収集及び伝達、避難、救助その他準警戒地域における火山の爆発による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めなければならない。
(都道府県防災会議の協議会等が設置されている場合の準用)

第十条 第五条及び前条の規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により火山の爆発による人的災害の防止又は軽減を図るため同項の都道府県防災会議の協議会(第三十条第三項において単に「都道府県防災会議の協議会」という。)が設置されている場合について準用する。この場合において、第五条第一項中「都道府県防災会議(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十四条第一項の都道府県防災会議」とあるのは「都道府県防災会議の協議会(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十七条第一項の都道府県防災会議の協議会」と、都道府県地域防災計画(同法第四十条第一項の都道府県地域防災計画)とあるのは「都道府県相互間地域防災計画(同法第四十三条第一項の都道府県相互間地域防災計画)と、同条第二項及び前条中「都道府県防災会議」とあるのは「都道府県防災会議の協議会」と、都道府県地域防災計画とあるのは「都道府県相互間地域防

災計画」と読み替えるものとする。

2 第六条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により火山の爆発による人的災害の防止又は軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第六条第一項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会(災害対策基本法(昭和三十一年法律第四十二号)第二項の市町村防災会議)」と、「市町村地域防災計画(災害対策基本法(昭和三十一年法律第四十二号)第二項の市町村地域防災計画)」とあるのは「市町村相互間地域防災計画(同法第四十四条第一項の市町村相互間地域防災計画)と、同条第二項及び第三項並びに前条中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、第六条第二項及び第三項、第七条、第八条第一項並びに前条中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(登山者等に関する情報の把握等)
第十一条 地方公共団体は、火山現象の発生時における登山者その他の火山に立ち入る者(以下この条において「登山者等」という。)の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山者等に関する情報の把握に努めなければならない。

2 登山者等は、その立ち入ろうとする火山の爆発のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手段の確保その他の火山現象の発生時における円滑かつ迅速な避難のために必要な手段を講ずるよう努めるものとする。

第二節 情報の伝達等

第十二条 気象庁長官は、火山現象に関する観測及び研究の成果に基づき、火山の爆発から住民等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、火山現象に関する情報を関係都道府県知事に通報しなければならない。
2 都道府県知事は、前項の規定による通報を受

けたときは、地域防災計画(災害対策基本法第二十条第十号に規定する地域防災計画をいう。次項において同じ。)の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対処してとるべき措置について、関係のある指定地方行政機関(同条第四号に規定する指定地方行政機関をいう。)の長、指定地方公共機関(同条第六号に規定する指定地方公共機関をいう。)、市町村長その他の関係者に対し、必要な通報又は要請をするものとする。

3 市町村長は、前項の通報を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該通報に係る事項を関係機関及び住民、登山者その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民、登山者その他関係のある公私の団体にに対し、予想される災害の事態及びこれに対処してとるべき措置について必要な通報又は警告をすることができる。

第四章 避難施設の整備その他の事業の実施等
附則 附則第二項及び第五項中「第十三条」を「第二十四条」に改める。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)
第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の活動火山対策特別措置法(以下この条において「旧法」という。)第二条第一項の規定により指定されている避難施設緊急整備地域は、この法律による改正後の活動火山対策特別措置法(以下「新法」という。)第十三条第一項の規定により指定された避難施設緊急整備地域とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第三条第一項の規定により作成されている避難施設緊急整備計画については、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日(その日までに新法第十四条第四項の規定により変更されたときは、その変更された日の前日)までの間は、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に旧法第八条第一項の規定により作成されている防災官農施設整備計画については、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日(その日までに新法第十九条第六項の規定により変更されたときは、その変更された日の前日)までの間は、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に旧法第八条第二項の規定により作成されている防災林業経営施設整備計画については、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日(その日までに新法第十九条第六項の規定により変更されたときは、その変更された日の前日)までの間は、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現に旧法第八条第三項の規定により作成されている防災漁業経営施設整備計画については、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日(その日までに新法第十九条第六項の規定により変更されたときは、その変更された日の前日)までの間は、なお従前の例による。

6 この法律の施行の際現に旧法第十二条第一項の規定により指定されている降灰防除地域は、新法第二十三条第一項の規定により指定された降灰防除地域とみなす。

(政令への委任)
第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
(検討)
第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過し

た場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部改正)

第五条 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和三十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「第十三条を第二十四条」に改める。

(災害対策基本法の一部改正)

第六条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第五号中「第三条第一項を」第十四条第一項に、「第八条第一項を」第十九条第一項に改める。

(内閣府設置法の一部改正)

第七条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第十三号を次のように改める。

十三 活動火山対策特別措置法(昭和四十八年法律第六十一号)第二条第一項に規定する活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針の策定に關すること並びに同法第三条第一項に規定する火山災害警戒地域、同法第十三条第一項に規定する避難施設緊急整備地域及び同法第二十三条第一項に規定する降灰防除地域の指定に關すること。

理 由

活動火山対策の強化を図るため、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針の策定について定めるとともに、火山災害警戒地域における警戒避難体制を整備する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

一 本案は、活動火山対策の強化を図るため、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針の策定について定めるとともに、火山災害警戒地域における警戒避難体制を整備する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 内閣総理大臣は、活動火山対策の総合的な推進に關する基本的な指針を定めなければならないこと。

2 内閣総理大臣は、基本的な指針に基づき、火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を、火山災害警戒地域(以下「警戒地域」という。)として指定することができること。

3 警戒地域の指定があつたときは、当該警戒地域をその区域に含む都道府県及び市町村は、警戒避難体制の整備に關し必要な協議を行うための火山防災協議会を組織すること。

4 都道府県防災会議及び市町村防災会議は、警戒地域の指定があつたときは、それぞれ、火山防災協議会の意見聴取を経て、地域防災計画に所定の事項を定めなければならないこと。

5 警戒地域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、警戒地域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならないこと。

6 警戒地域内に存する一定の集客施設及び要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、火山現象の発生時における当該施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に關する計画を作成するとともに、同計画の定めるところにより避難訓練を行わなければならないこと。

ばならないこと。

7 地方公共団体は、火山現象の発生時における登山者等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山者等に関する情報の把握に努めなければならないこととし、登山者等においても火山の爆発のおそれに関する情報の収集等に努めること。

8 国及び地方公共団体が火山現象の研究及び観測のために努めることに、大学その他の研究機関相互間の連携の強化並びに火山現象に關し専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び確保を加えること。

9 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

活動火山対策の強化を図るため、活動火山対策の総合的な推進に關する基本的な指針の策定について定めるとともに、火山災害警戒地域における警戒避難体制を整備する等の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十七年六月十一日
災害対策特別委員長 梶山 弘志
衆議院議長 大島 理森殿